

みなとみらい21地区 屋外広告物規準

2008(平成20)年7月10日制定
2009(平成21)年4月1日改定
一般社団法人 横浜みなとみらい21

※ 本文のアンダーラインは、景観法、および横浜市景観条例に基づく
「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」に含む部分。

みなとみらい21地区 屋外広告物規準

目 次

1. 総 則	
1-1 屋外広告物の定義・目的等	1
1-2 事前協議・運用	
1-3 用語の定義	2
1-3-1 広告物の目的別の種別	
1-3-2 建物の地盤面からの高さと呼称	3
1-3-3 広告率・広告表示率	
1-4 ビルサイン以外の広告物の内容	4
1-5 デザイン・色彩・塗料	5
1-6 広告スペース・照明	7
2. 宅地空間の広告物規定	
2-1 中層部・高層部のビルサイン	9
2-2 中層部のビルサイン以外の広告物	
2-3 低層部（歩行者空間レベル）の広告物	
2-4 屋上・屋根面・地上面（階段も含む）の広告物	11
2-5 独立広告物	
2-6 その他の広告物	12
3. 公共空間の広告物規定	16
3-1 公共空間の広告物全般	
＜参 考＞	
3-2 道路施設／港湾施設の広告物	17
3-3 公園／緑地の広告物	
4. インナーモールの広告物	
別紙—1 広告物設置の可否・調整期間一覧	18
別紙—2 広告物の数量規定一覧	19
別紙—3 みなとみらいスクリーンネット放映規準	20
＜参 考＞ 面状の広告物の広告表示率	21
＜関連規準＞ みなとみらい21街づくり基本協定関係集より参照	
・ みなとみらい21地区 ビルサイン計画規準	
・ みなとみらい21地区 独立広告物設置規準	

1. 総 則

1-1 屋外広告物の定義・目的等

①屋外広告物の定義	・本規準でいう屋外広告物（以下、広告物という。）とは、屋外広告物法で定められている、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出・表示されるもの、およびこれらに類するものをいう。
②法令順守の原則と法的手続き	・広告物を掲出・表示する場合は、関係する法令・条例・基準等の公的な規定を順守し、許可申請が必要な場合は申請手続きの上、その許可を得られること、あるいは定められた審査機関がある広告物については、その審査機関の承認を得られることを前提とする。
③本規準の目的	・関係法令等による規定に加え、本規準は、みなとみらい21中央地区において掲出・表示される広告物について、周辺環境との調和を図り、街の景観を損なわないように配慮し、さらには街の賑わいや好ましい環境の演出にも効果があるように計画された優れたデザインのものとするための指針とするとともに、円滑な運用を図ることを目的とする。

※①にある「一定の期間」とは、運用上10日間程度をいう。

1-2 事前協議・運用

①事務局と関係者の事前調整	・広告物を掲出・表示しようとする場合、事前調整に要する相応な期間の余裕をもって「一般社団法人横浜みなとみらい21の事務局」（以下「事務局」という。）と調整する。 ・他に関係者がある場合はその調整を行い、許可申請等官公庁関連への相談・手続き等を併せて行う。 ・広告物の掲出・表示の可否、修整すべき内容等についての判断が困難である場合は、事務局は「街づくり基本協定運営委員会」（以下「委員会」という。）や外部の有識者等の意見も聴取して、参考にする。
②承認の手順と運用	・事務局、および関係者と調整の上、その内容に基づいた関係図書により、広告物の掲出・表示の可否や修整の要否等について検討・調整し、一般社団法人横浜みなとみらい21が承認する。 ・25㎡以内の広告物については、事務局と調整の上、事務局において疑義のない場合は関係図書を事務局が受理することをもって、委員会の承認を省略することができる。 ただし、2㎡以内の広告物については本規準の規定を順守することを条件に事務局への届出を省略することができる。 ・みなとみらい21街づくり基本協定（以下、基本協定という。）・本規準・関係規準にある基本的な考え方に適合する広告物で、その内容・期間・大きさ・目的・掲出場所等、特段の事情をもって一般社団法人横浜みなとみらい21の承認を得られた場合には、本規準の適用を除外することができる。

※①、②10日間程度以内の掲出であっても、本規準・関係規準にある基本的な考え方に適合するものとし、2㎡を超えるものについては事務局との事前調整を行うこととする。

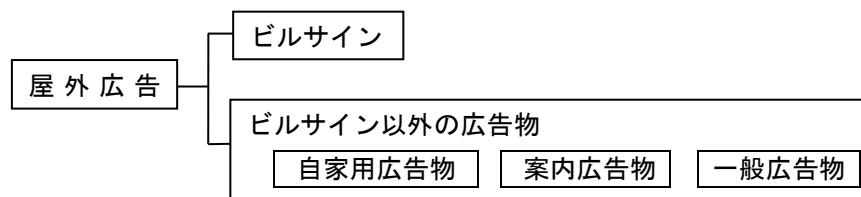
1-3 用語の定義

1-3-1 広告物の目的別の種別

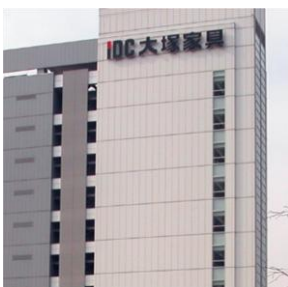
①ビルサイン	・施設関係者（所有者・施設・店舗・テナント・協賛団体等）の名称・マークを表示するもの。
②ビルサイン以外の広告物	・<u>自家用広告物</u>：施設関係者が取り扱う商品やサービス等の営業内容を表示する広告物。 ・<u>案内広告物</u>：催事・利便情報・行政情報等の案内・告知を主な目的とする広告物。 ・一般広告物：上記以外の広告物。施設関係者以外が取り扱う商品やサービス等の営業内容を表示する広告物。

広告物の種別

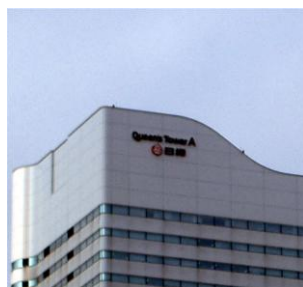
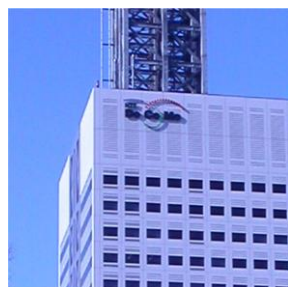
・広告物について、その目的別に、ビルサインとビルサイン以外の広告物とに分類する。
さらに、ビルサイン以外の広告物を3分別する。



① ビルサイン



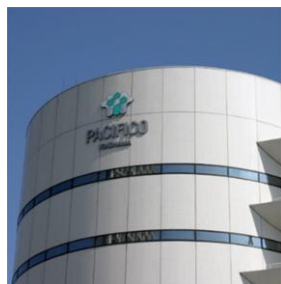
（高層部）



（中層部）



（中層部）



（低層部）



② ビルサイン以外の広告物



（自家用広告物）



（案内広告物）

1-3-2 建物の地盤面からの高さと呼称

①高層部	・高さ45m以上の部分。
②中層部	・高さ10m以上（ペDESTリアンデッキに接する周辺は15m以上）、45m未満の部分。
③低層部	・高さ10m未満（ペDESTリアンデッキに接する周辺は15m未満）の歩行者空間レベル

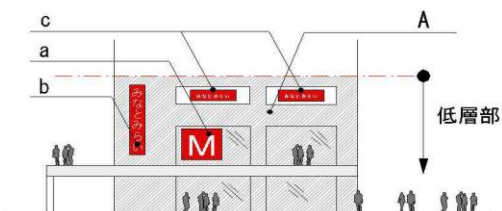


※②、③ ペDESTリアンデッキに接する周辺：ペDESTリアンデッキと建物の接する部分から水平方向10m以内の範囲。

1-3-3 広告率・広告表示率

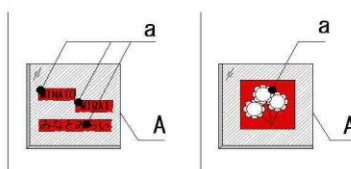
①壁面広告率	・低層部の当該壁面積に対する、広告物の合計面積の割合（垂直投影面積）。
②窓面広告率	・当該窓面積に対する、面状の広告物、および独立文字・マーク・商品等を表示している部分の合計面積の割合。 ・窓面から1m以内の内側に設置されていても、広告物として屋外から視認できるものを含む。
③広告表示率	・面状の広告物の面積に対する、文字・マーク・商品等を具体的に表示している広告部分の合計面積の割合。

①壁面広告率



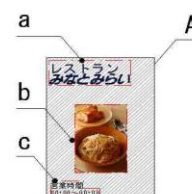
$$\text{壁面広告率} = \frac{a+b+c}{A}$$

②窓面広告率



$$\text{窓面広告率} = \frac{a}{A}$$

③広告表示率



$$\text{広告表示率} = \frac{a+b+c}{A}$$

1—4 ビルサイン以外の広告物の内容

①ビルサイン以外の 広告物	・ <u>界限に活気をもたらすような、あるいは快適な環境をもたらすような表現とするなど、賑わいや好ましい環境の演出にも効果があり、品位の良さを感じられるデザインとする。</u> ・ <u>商品やサービスなどの直截的な営利目的の部分は最小限にとどめる。</u>
②望ましい広告物	・ 賑わいや好ましい環境の演出にも効果があり、アート性が高く、社会・文化の発展等、公共に寄与する内容を表現していることが望ましい。 ・ 本規準では、許容面積・許容表示率・色彩の使用制限等の数量について、細密すぎて煩雑な規定にならないよう、定性的な規定内容を最低限満たすべく、大まかな一定の上限規定が設けられている。広告物の内容・期間・大きさ・目的・掲出場所等の特性によっては、上限数値をさらに下方に規定すべき場合も少なくないことから、広告物が本規準の定性的規定の内容をより高く満たすためには、上限数値の3分の2以内とすることが望ましい。 ・ 10㎡を超える広告物については、良好な景観の形成に支障を及ぼさないように、以下の規定のいずれかに該当していることを必須条件とする。 ○社会の発展に寄与する広告物 ・ 横浜やみなとみらい21の街の理念やイメージにふさわしいもの。 ・ 明るい将来を感じさせるメッセージやイメージを含むもの。 ・ 地域や社会の発展に貢献するもの。 ・ 地域に貢献するイベントや健全な市民活動を支援するもの。 ・ 行政の施策や方針に合致するもの。 ○文化の発展に寄与する広告物 ・ 文化的活動を支援するもの。 ・ 横浜の建物・景観・自然・人等を表現し発信するもの。

②望ましい広告物



経済の発展に寄与する広告物

(横浜やみなとみらいの街の理念やイメージにふさわしいもの)



社会・文化の発展に寄与する広告物

(左：横浜に貢献するイベントを支援する広告・右：みなとみらいの景観を取り入れたもの)

1-5 デザイン・色彩・塗料

①デザイン	・快適でアート性が高いデザインとし、過度な自己主張とならないように配慮する。
②色彩・塗料	・ けばけばしい色の使用は避け、マンセル表色系の色相R(赤)系、Y(黄色)系で明度4から8までの色は、彩度8以下とする。ただし、アクセント的に面積割合を15%以内として使用する場合はこの限りではない。 ・ 蛍光塗料は使用しない。

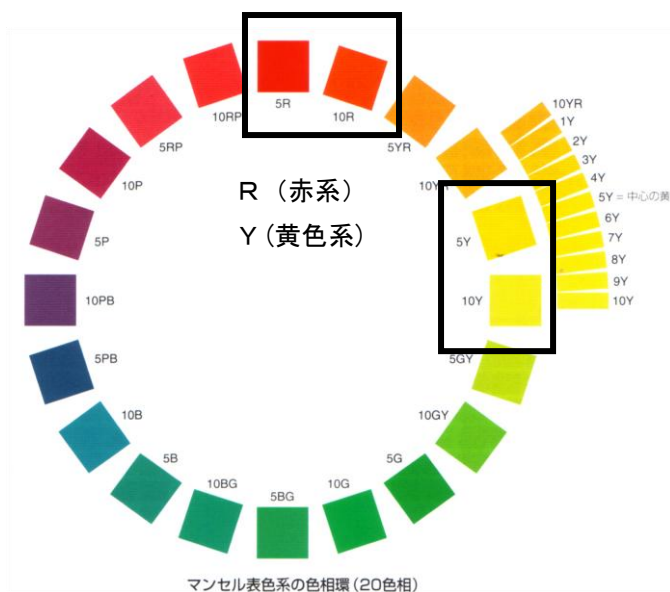
※②に規定する色は、CMYK方式によるカラーチャートにおいては以下の通り。

・ 赤の場合： $M \leq 90$ 、あるいは、 $M > 90$ では $(M+Y) - (C+K) \leq 160$

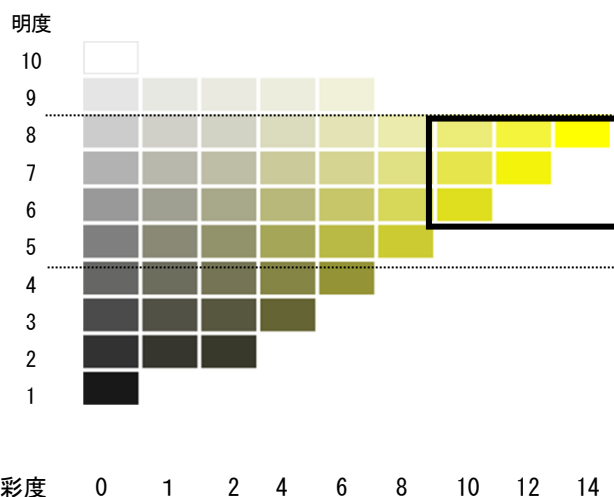
・ 黄色の場合： $Y \leq 90$ 、あるいは、 $Y > 90$ では $Y - (M+C+K) \leq 90$

CMYK方式とは、色の表現方式の一つ。藍色(Cyan)、深紅色(Magenta)、黄色(Yellow)、色調(Key tone)の配合比率を変化させて、すべての色を表現する。カラー印刷で利用されている方式。CMYBk (Bk：黒、black) と表現される場合もある。

②色彩・塗料

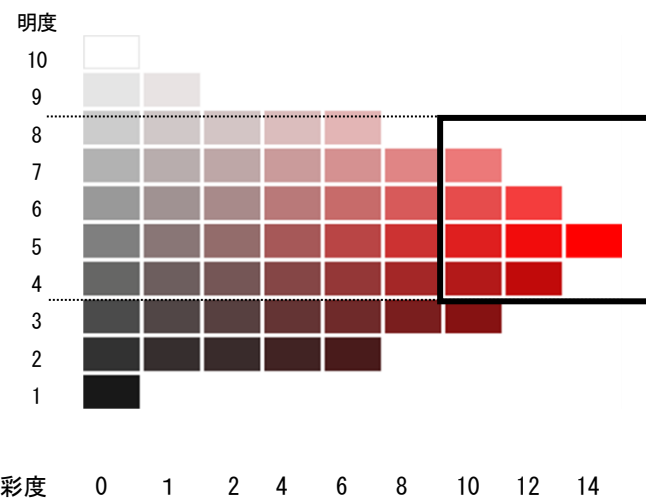
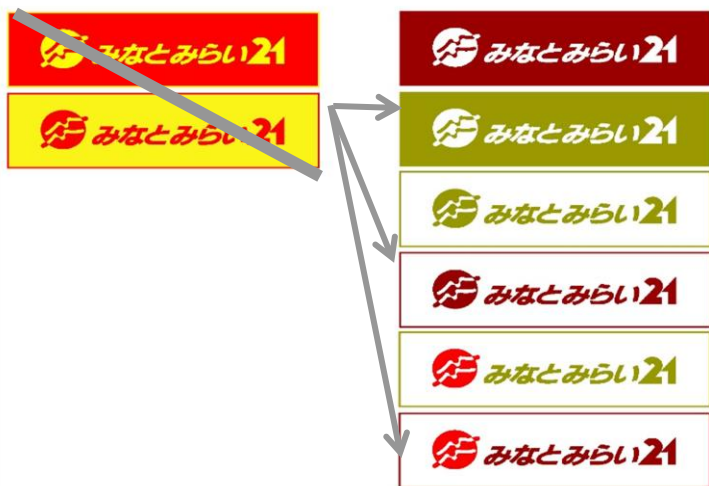


明度4から8までの彩度8を超える色



赤や黄色の高彩度

色相を変える・彩度を下げる



色彩に配慮した店舗例



McDonald's (三軒茶屋)



(銀座)



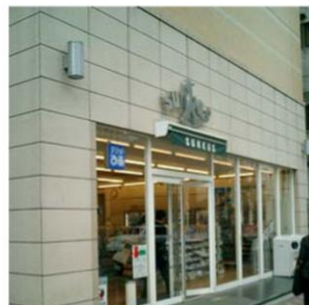
7・ELEVEN (ボストン)



(等々力)



(ミラノ)



サンクス (麻布十番)



LAWSON (みなとみらい)

マンセル表色系の色相 R (赤)、Y (黄色) 系の色で、
明度・彩度を抑えたり色相を変えた例



1-6 広告スペース・照明

①広告スペース	・ 広告スペースの位置・大きさ・形態・デザイン等について、建物や周辺環境の特性に配慮して適切に計画する。
②テナントサイン	・ テナントサインは可能な限り集約して設置し、表示する個々のスペースの四方に余白を設けてテナント名等の表示率を一定にする等、洗練されたすっきりした印象となるよう工夫する。 ・ 単独のサイン表示においても、テナント等のC Iマークや文字等が高彩度の色調である場合は、彩度を低くする、あるいは四方に白の余白を設けるなど、高彩度の色の面積を小さくするよう配慮する。
③照 明	・ 広告物の照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等、けばけばしいものは使用せず、街の賑わいの演出や夜間の景観に配慮したものとする。 ・ ネオンやLEDによるサインは、色彩・照度・大きさに配慮し、近接する住宅・ホテル・オフィスの窓面に向かって設置しないなど、表示する方向に留意する。 ・ 深夜時間帯は消灯する、あるいは照度を下げる等、点灯時間や照度を適切にコントロールすることに配慮する。

①広告スペース

- ・ 建物と調和するように配慮したオーニングとテナントサイン

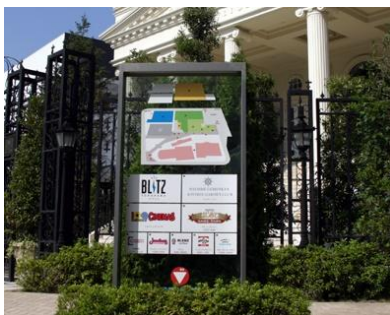


②テナントサイン

- ・ 建物のデザインと調和した集合テナントサイン・案内表示板



ランドマークプラザ



GENTO YOKOHAMA

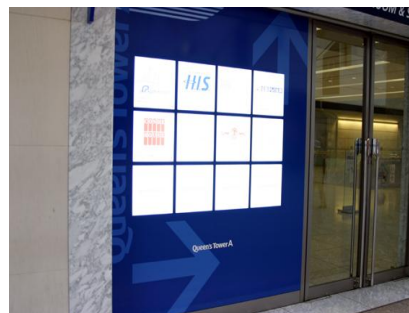
- ・ テナントサインの枠ごとに四方に余白を設けた例



GENTO YOKOHAMA



リーフみなとみらい



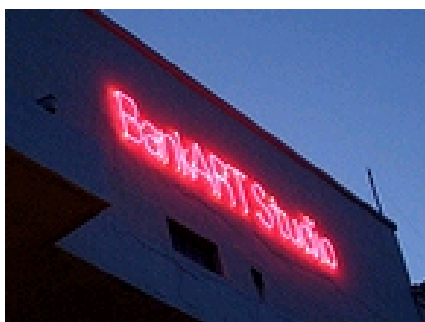
クイーンモール

- ・ C I マーク・ロゴマーク・文字等が高彩度の色調である場合に、白の部分を多くした例



③照 明

- ・ ネオンサイン



シンプルなネオン(BankART)



色彩・照度・大きさ・表示方向に配慮
(ドックヤードガーデン)

2. 宅地空間の広告物規定

2-1 中層部・高層部のビルサイン

- ・以下の項目以外は、現行の「みなとみらい21地区 ビルサイン計画規準」による。
- ・本規準の1-3-2 建物の高さと呼称による規定に合わせるため、ビルサイン計画規準の1.「建物の高層部（3階以上）の取り扱い」を、「建物の中層部の取り扱い」と読み替える。
- ・高層部へビルサイン以外の広告物は設置しない。
- ・中層部ビルサインの1ヵ所あたりの面積は20㎡以内。表示する文字の高さは3m以下。

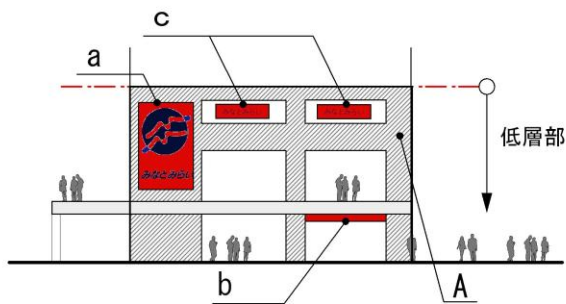
2-2 中層部のビルサイン以外の広告物

①壁面広告物	・<u>広告物は設置しない。</u> ・<u>ただし、桜木町駅前に面する壁面（窓面を除く）に掲出・表示するもので、景観への影響が大きいことを勘案し、本規準の1-4-② 望ましい広告物に適合した内容であり、デザイン・大きさ・形態・表現する内容・広告表示率・掲出期間・見え方等について、周辺の環境に十分配慮したと認められたものについてはこの限りではない。</u> ・工事中の養生シートにはビルサインも含め、広告物は設置しない。
②袖看板・窓面広告物	・<u>設置・掲出しない。</u>

2-3 低層部（歩行者空間レベル）の広告物

①壁面広告物	・<u>当該壁面広告率：15%以内。</u> ・壁面広告物には、柱巻き広告物と開口部の広告物（窓面広告物・横断幕等）を含む。 ・<u>1ヵ所あたりの面積：25㎡以内。</u>
②窓面広告物	・<u>当該窓面広告率：50%以内。</u> ・<u>1ヵ所あたりの面積：25㎡以内。</u>
③袖看板・フラッグ・飾り看板	・<u>壁面からの出寸法：1m以内。</u> ・<u>設置位置・高さ・設置数・デザイン等に配慮する。</u>
④面状の広告物	・広告物の面積により、広告表示率、および文字・マーク・商品等を表示している広告部分の面積の上限を以下の通りとする。 2㎡以内：60%以下、かつ上限1㎡。 2㎡を超え10㎡以内：50%以下、かつ上限4㎡。 10㎡を超え25㎡以内：40%以下。 ・中層部・低層部以外の面状の広告物にも適用する。
⑤キャノピー・日除け（オーニング）	・テントは落ち着いた色とし、前面の下端部分（前垂れ部分）には店舗名等を表示できるが、テントの上面および側面には文字等を表示しない。 ・日除け（オーニング）が連続する場合、店舗名等の表示数が過剰にならないよう配慮する。 ・表示する文字の高さ：20cm以下。

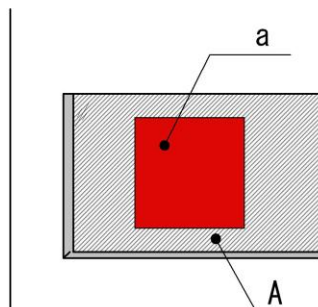
①壁面広告物



$$\text{壁面広告率} = \frac{a+b+c}{A} \leq 15\%$$

$$a, b, c \text{ (1カ所あたり)} \leq 25\text{ m}^2$$

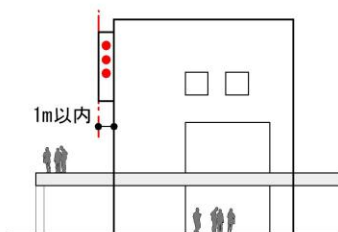
②窓面広告物



$$\text{窓面広告率} = \frac{a}{A} \leq 50\%$$

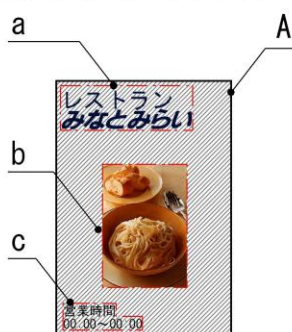
$$\text{許容面積} : a \leq 25\text{ m}^2$$

③袖看板・フラッグ・飾り看板



出寸法 : 1m以内

④面状の広告物の広告表示率



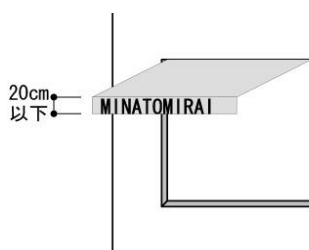
$$\text{広告表示率} = \frac{a+b+c}{A}$$

- ・ $A \leq 2\text{ m}^2$: 60%以内、かつ広告部分の上限1 m^2
- ・ $2\text{ m}^2 < A \leq 10\text{ m}^2$: 50%以内、かつ広告部分の上限4 m^2
- ・ $10\text{ m}^2 < A \leq 25\text{ m}^2$: 40%以内

⑤キャノピー・日除け（オーニング）に表示される店舗名等



落ち着いた色の日除け(お台場)



前面の下端部分に表示

2-4 屋上・屋根面・地上の広告物

①屋上・屋根面・地上（階段も含む）の広告物

・ 広告物は設置・掲出しない。

・ ただし、合計面積が当該部分の水平投影面積の5%以下、かつ50㎡以内の屋根面・地上面のビルサインはこの限りではない。

・ 屋根面のビルサイン



・ 地上面、階段



2-5 独立広告物

・ 以下の項目以外は、現行の「みなとみらい21地区 独立広告物設置規準」による。

・ 上記規準の7.の規定の、やむを得ず店舗等の名称を単独で示す広告物の設置について、「1店舗1カ所」を「2カ所以内」に変更する。

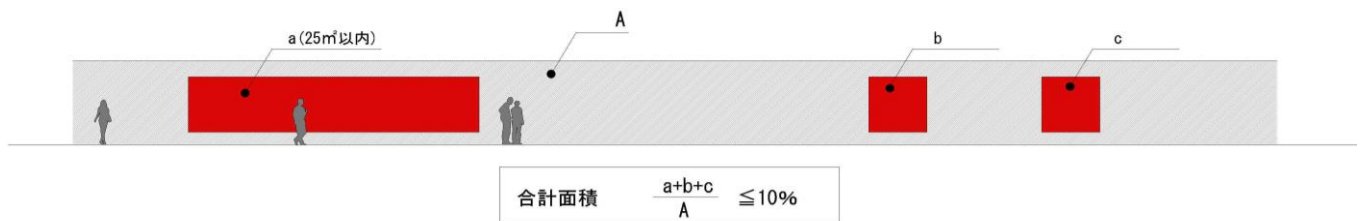
2—6 その他の広告物

①のぼり旗	・ <u>設置しない。</u> ・ <u>ただし、イベント・キャンペーン等の短期のもので、周辺の環境に十分配慮したと認められたものについては、この限りではない。</u>
②立て看板	・ <u>設置しない。</u> ・ <u>ただし、自家用広告物または案内広告物で、デザイン・設置場所・設置数等周辺の環境に十分配慮したと認められたものについては、この限りではない。</u>（ペデストリアンウェイには設置しない。）
③仮囲い	・ 施設の名称・マーク・完成パース・完成時期・URL・問合せ TEL No. 程度の自家用広告物・案内広告物とし、一般広告物は掲出しない。 ・ 1ヵ所あたりの面積：25㎡以内 ・ 合計面積：当該仮囲い面積の10%以下 (交差点の隅切部は左右どちらかの辺に含める。) ・ 広告物とは別に、写真・絵柄・アートなどを掲出して、歩行者空間の連続した賑わいを途絶えさせないように配慮する。
④自動販売機	・ 道路に直接面する場所に設置することを避け、設置箇所・色彩・照明・点灯時間、空き缶類の回収ボックスのデザイン等について配慮する。
⑤アドバルーン	・ 大きさ・デザイン・期間等について配慮する。
⑥フェンス面への広告物	・ 一般広告物は設置しない。 ・ 合計面積：当該フェンス面積の5%以内。 ・ 1ヵ所あたりの許容面積：2㎡以内。 ・ フェンス面へ堅固に緊結する等、固定方法に配慮する。 ・ 交差点の隅切部には設置しない。
⑦テント等への広告物	・ 大きさ・デザイン・期間等に配慮する。
⑧ショーウィンドウ	・ 奥行きを利用して、照明による効果的な演出や立体的なディスプレイを行い、面状の広告物が大きな割合を占めないようにする。
⑨駐車場サイン	・ 施設名、駐車料金、営業時間などの文字情報の割合が、過度に大きくならないようデザインに配慮する。 ・ 文字の高さ：20cm以下（サインマークの「P」は50cm以下）。
⑩映像（ビジョン）・映写による広告物	・ <u>設置位置・大きさ・放映内容・期間・放映時間・照度・輝度・音量等、良好な景観や環境に十分配慮するものとする。</u> ・ 放映内容は、本規準の1-4-②の規定、および別紙-3の「みなとみらいスクリーンネットの基準」に準じる。 ・ 車両交通の妨げにならないよう配慮する。

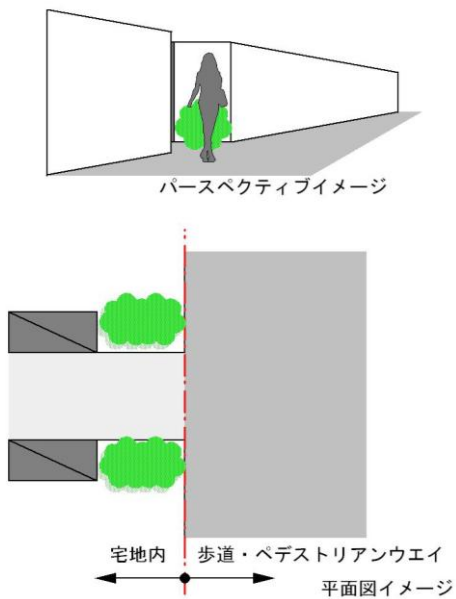
③仮囲い



歩行者空間の連続した賑わいを途絶えさせないよう配慮した仮囲い（左から3枚：みなとみらい、右：表参道／東京）



④自動販売機



色彩などを配慮した自動販売機
と空き缶類の回収ボックス



道路から離れた自動販売機

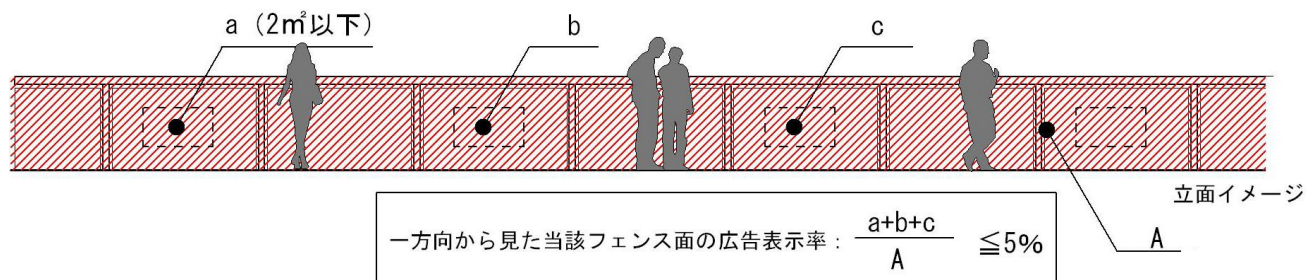
- ・道路に面する場所は避け、設置箇所・色彩・照明点灯時間等について配慮する。

⑤アドバルーン



飛行船型・キャラクター型・夜間発光型

⑥フェンス面の広告物



⑧ショーウィンドウ

奥行きを利用したディスプレイの例



⑨駐車場サイン



⑩映像（ビジョン）・映写による広告物



GENTO YOKOHOMA



映写によるイベント

3. 公共空間の広告物規定

3-1 公共空間の広告物全般

①公共空間への広告物掲出	・法令・条例・関係基準により規定されている許可申請等の手続きによる。 ・掲出可能な場所： バナーフラッグ掲出用ポール、動く歩道昇降口の横断幕・支柱側面、桜木町駅前スクリーンネット、桜木町駅前広場のイベントスペース、広告付きバス停上屋、地下通路等。
②公共空間に新たに広告スペースを設ける場合	・基本協定・本規準・関係規準にある基本的な考え方に適合する内容となるよう、行政担当・事務局・関係者が十分に事前協議・調整を行い、一般社団法人横浜みなとみらい21の承認を必要とする。

① 公共空間の広告物



ポスター・MAP



桜木町駅前スクリーンネット



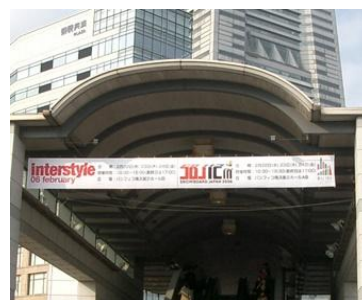
駅前総合案内所のポスターケース



広告つきバス停上屋



ヨーヨー広場のポスターケース



動く歩道昇降口横断幕



バナーフラッグ



フラッグ：一般広告物（左）、案内広告物（右）

〈参 考〉（以下は屋外広告物規準には含めず、参考とする。）

3-2 道路施設／港湾施設の広告物

①路面・地下通路の床面	・条例の通り、広告物は掲出・表示しない。
②歩道・階段・壁面・歩道橋（ペデデッキ）	・行政の案内広告物のみ設置できる。
③動く歩道	・欄干・手すりを利用した行政の案内広告物のみ設置できる。
④地下通路の壁面・柱	・地下通路は屋外広告物許可申請の対象となり、横浜市広告掲載基準、同左要綱、事務局のチェック、必要に応じて道路局内部の選考会で審査の上、掲出を許容する。 ・壁面表示率：20％以内 ・内容については、下記4. ①インナーモールの広告物の規定に準じる。
⑤エスカレーター手すり	・利用しない。
⑥地区案内板	・必要に応じて設置できる。
⑦広告板・広告塔	・一般社団法人横浜みなとみらい21によるもの等許可を受けたもの、および行政案内は設置できる。
⑧立て看板	・行政の案内看板、および許可を受けた看板は設置できる。
⑨広告付きバス停上屋・広告付案内サイン	・条例（1面に付き2㎡以内）の範囲で、バス停上屋・広告付案内サイン広告物審査基準・審査委員会で調整の上、ポスター型、静止画デジタル型の広告掲出を許容する。
⑩フラッグ・横断幕	・横浜市広告掲載基準、同左要綱、みなとみらい21フラッグ等広告掲出ガイドライン、事務局のチェック、必要に応じて市の審査委員会でも審査の上、掲出を許容する。
⑪映像（ビジョン）による広告	・みなとみらい21スクリーンネットの基準による。（別紙—3）
⑫映写による広告物	・地域に貢献するイベント等、短期のものは許容する。
⑬自動販売機	・設置しない。
⑭ハマチャリ（車輪部分）	・事業主体のNPOへの協賛団体の広告は許容する。

3-3 公園／緑地の広告物

①路面・床面・地面	・掲出・表示しない。
②立て看板	・営利目的のものは掲出・表示しない。 ・案内目的のものは調整の上、許可申請を行い、占用許可を受けたものは掲出・表示を許容する。
③一般広告物	・掲出・表示しない。
④自動販売機	・設置箇所、色彩、照明点灯時間、空き缶回収ボックスのデザイン等について調整の上、設置できる。
⑤フラッグ・のぼり旗	・地域に貢献するイベント等、短期のもののみ設置できる。

4. インナーモールの広告物

①インナーモールの広告物	・屋内の歩行者空間の広告物について規定は設けないが、インナーモールは、屋外空間と連続するコモンスペースや歩行者通路として公共性の高い空間であり、協定や本規準の基本的な考え方に則して、賑わいや快適な環境の演出にも効果があるように、広告物の量・形態・デザイン・掲出場所・期間等について配慮する。
--------------	---

広告物設置の可否・調整期間

○：設置可、×：設置不可

種 別	ビルサイン	自家用広告物 ・案内広告物	一般広告物	壁面広告物 (窓面含む)	袖看板 ・フラッグ
①高層部	○	×	×	×	×
②中層部	○	○ 駅前広場に面する 壁面のみ	×	○ 駅前広場に面する 壁面のみ(窓面は除く)	×
③低層部	○	○	○	○	○
④地上・屋根	○	×	×	—	—
⑤独立型	○	○	×	—	—

※1. 事前協議の調整期間の目安

- ・2㎡超～10㎡以内：1週間～2週間程度→事務局受理
- ・10㎡超～25㎡以内：2週間～1ヵ月程度→事務局受理
- ・25㎡超の場合：1ヵ月程度→委員会承認

※2. 事前協議の調整終了から委員会で報告・承認するまでの期間は含まない。

上記手続きの終了後、広告物を設置することができる。

広告物の数量的規定一覧

種 別	許容面積(㎡)	許容表示率(%) (一部 許容面積(㎡))	備 考
①高層部のビルサイン	建物見付け幅に 0.5を乗じた面積	—	幅:建物見付け幅の20%以内
②中層部のビルサイン	1カ所:20㎡	—	文字の高さ:3m以下
③中層部(ビルサイン以外)	検討中	広告表示率:10%	桜木町駅前広場に面する壁面のみ
④低層部の壁面	1カ所:25㎡	壁面広告率:15% 窓面広告率:50%	開口部・窓面を含む
⑤面状の広告物	—	2㎡以内:60%、かつ広告部分1㎡ 2㎡超~10㎡以内:50%、 かつ広告部分4㎡ 10㎡超~25㎡以内:40%	%の表記:広告表示率
⑥オーニング・キャノピー	—	—	前面下端の文字高さ:20cm 以下
⑦袖看板・フラッグ	—	⑤に同じ	壁面からの出寸法:1m以下
⑧地上面・屋根面	50㎡	当該部分の5%	ビルサインのみ
⑨仮囲い	1カ所:25㎡	当該部分の10%	
⑩フェンス面	1カ所:2㎡	当該フェンス面の5%	
⑪駐車場サイン	—	—	文字の高さ:20cm (サインマークのPの高さ:50cm)
⑫独立広告物	1カ所:25㎡ 合計面積: 敷地面積の 5/1000、 あるいは25㎡	⑤に同じ	高さ:10m 以下、 ペDESTリアンデッキ上は15m以下
⑬色 彩	—	R(赤)・Y(黄)系の、明度4から8までの 彩度8を超える色:15%	マンセル表色系による色相 R:赤、Y:黄色。

・数量的規定は、細密すぎて煩雑な規定にならないよう、本規準の定性的な規定内容を最低限満たすべく、大まかな一定の上限数値として規定されている。広告物の内容・期間・大きさ・目的・掲出場所等の特性によっては、上限数値をさらに下方に規定すべき場合も少なくないことから、広告物が定性的規定の内容をより高く満たすためには、上限数値の3分の2以内とすることが望ましい。

みなとみらいスクリーンネット放映基準

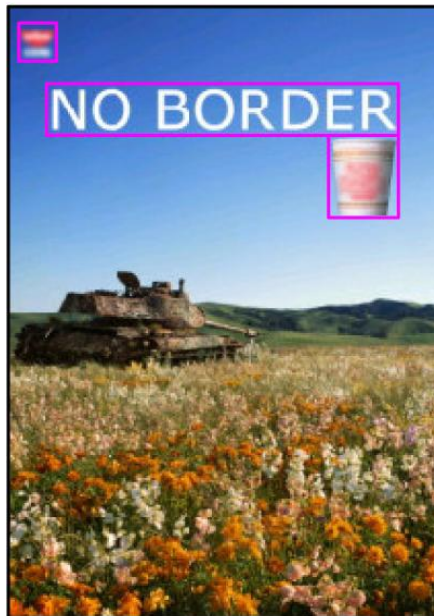
下記のいずれかに該当するコンテンツ(情報の内容)は放映することが出来ません。

1. 公序良俗に反すると認められるもの
2. 児童・青少年の人格の形成や習慣に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
3. 風俗営業(パチンコ、麻雀、キャバレー等)や、権利関係・取引等の実態が明らかでないもの
4. 消費者金融、タバコ、ギャンブル等の広告
5. 医療・医薬品・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法等に触れる恐れのあるもの
その他、法令等により放映を禁止されているもの
6. 著作権を侵害する恐れのあるもの
7. 著しく誇張のある内容または不快、不健全な内容と認められるもの
8. 特定の政治や宗教に関するものや、特殊な結社団体等に関するもの
9. みなとみらい地区のまちづくりの精神に反するもの
10. その他、横浜市が不適当と認めたもの

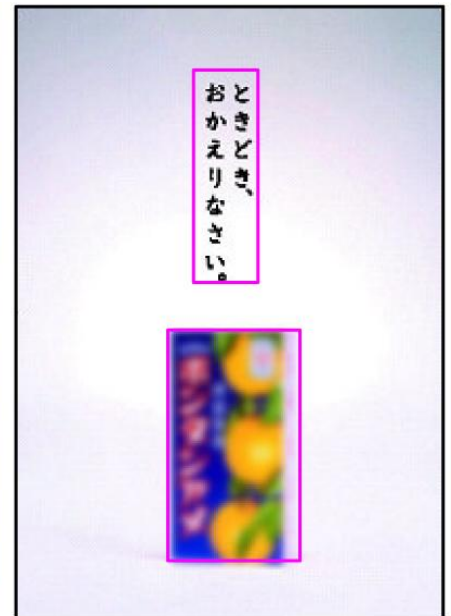
〈参 考〉 面状の広告物の広告表示率



広告表示率 約4.3%



広告表示率 約9.6%



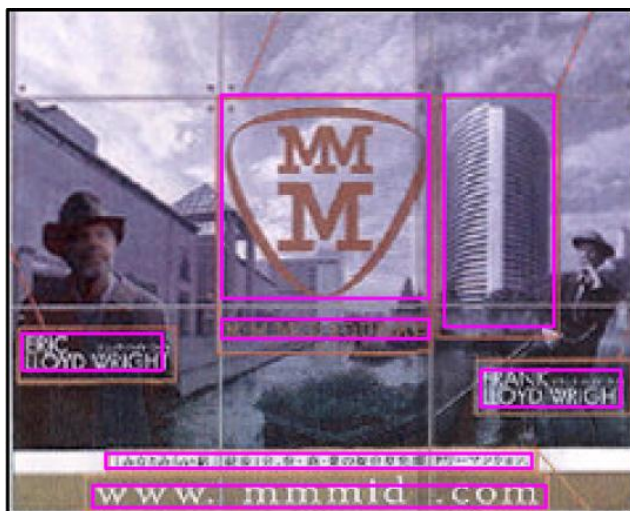
広告表示率 約17%



広告表示率 約18%



広告表示率 約22%



広告表示率 約30%



広告表示率 約38%



広告表示率 約53%



広告表示率 約71%

